

平成26年度第1回石狩市過疎地有償運送運営協議会議事録

日 時：平成27年 3月3日（火） 15：00～

場 所：石狩市役所5階 第1委員会室

出席者：次のとおり

委員			事務局		
役 職	氏 名	出欠	所 属	役 職	氏 名
会 長	加 藤 龍 幸	○	企画課	課長	高 野 省 輝
委 員 (職務代理者)	桑 島 朋 子	×	企画課企画担当	主査	石 澤 強
委 員	田 岡 伸 義	○	厚田支所（申請団体の支援所管）		
委 員	澤 田 純 一	×	厚田支所地域振興課	課長	高 田 靖 仁
委 員	中川原 清行	○			
委 員	小 山 玲 子	○	申請団体		
委 員	樋 口 康 弘	○	あつたライフサポートの会	理事長	佐 藤 勝 彦
委 員	佐 藤 雅 治	○	〃	役員	宮 岸 茂
委 員	佐 藤 勝 彦※	○	※佐藤勝彦委員については、審議の際は、委員の職を外れ、申請団体の代表者とし、説明員となる。		

旁聽人：0名

1 開会

【事務局：高野】

- ・開会あいさつ
- ・本日、澤田委員から欠席、桑島委員からは遅刻する旨の連絡をいただいております。
- ・本日の会議は、石狩市過疎地有償運送運営協議会設置要綱第4条第5項の規定に定める会議成立要件の「委員の過半数の出席」を満たしていることから、本協議会は成立しております。
- ・また、同要綱第4条の規定により、会長には加藤企画経済部長が指名されております。

2 委嘱状交付

【事務局：高野】

- ・ 2月22日の任期満了に伴い、新たに9名の委員を選任しております。
- ・ 本日、田岡市長が公務のため、机上で委嘱状を交付させていただきます。
- ・ 本協議会委員の任期は、平成27年2月23日から3年間となっています。

3 主宰者挨撈

【加藤企画経済部長】

- ・本協議会は、厚田区においてNPO法人が行う過疎地有償運送を審議するため平成21年

9月1日に設置されました。

- ・平成22年の事業開始から5年が経過しましたが、地域の高齢者等の貴重な足として利用されており、一定の成功を収めていると評価しております。
- ・本日の審議は、本年3月までとなっている事業の更新登録に伴い、あらためて本事業の必要性や収受する対価についてご審議を賜りたいと存じます。

4 委員紹介

【事務局：高野】

- ・委員、事務局の順に紹介。

5 過疎地有償運送の概要及び過疎地有償運送運営協議会について

【事務局：高野】

- ・「過疎地有償運送の概要」及び「過疎地有償運送運営協議会」について、石澤より説明いたします。

【事務局：石澤】

- ・「過疎地有償運送」は、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、公共機関では十分な輸送サービスが確保できない場合にNPO法人等が、利用者から実費の範囲内で料金を徴収して行う輸送サービスで、国土交通大臣に登録が必要となります。
- ・登録要件は、運行主体、運行区域、運送対象者、使用車両や対価など法令で定める要件を満たし、地元自治体、バス及びタクシー事業者又はその組織する団体、住民などが合意していることとされています。
- ・本協議会は、過疎地有償運送の必要性や旅客から収受する対価、その他必要事項について協議する場として設置されています。
- ・合意事項は、①地域の実情を踏まえ、申請者が行う過疎地有償運送が地域において必要かどうか。②法令の基準に照らし、利用者から収受する対価（料金）が適当であるかどうかの2点になります。
- ・石狩市における過疎地有償運送運営事業は、厚田区で平成22年4月より、特定非営利活動法人「あつたライフサポートの会」が事業を行っており、本協議会は、その前年の平成21年9月1日に設置しています。

【事務局：高野】

- ・ただ今の説明について、質問等がございますか。

（質問なし）

【事務局：高野】

- ・次に、「次第6 議題」に入ります。佐藤勝彦委員には、この後、説明員となっていただきますので、席の移動をお願いします。

(佐藤勝彦委員 席移動)

- ・これ以降の議事進行は、加藤会長にお願いします。

6 審議事項

【加藤会長】

- ・あらためまして、本協議会の議長を務めさせていただきます加藤です。よろしくお願いします。
- ・議事に入る前に、本協議会の運営ルールを決めておきたいと思います。
- ・はじめに、「会長の職務代理者」ですが、本市の桑島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(意義なし)

【加藤会長】

- ・では、桑島委員にお願いすることにします。
- ・次に、議事録の作成方法等ではありますが、「①議事録を全文筆記と要点筆記のいずれとするか」、「②議事録の確認を全員で行う方法と代表を決めて行う方法のいずれとするか」、「③議事録の確定を会長の署名を以ってする場合と署名委員を決めて、その方の署名を以ってする場合のいずれとするか」の3項目について決めておきたいと思います。
- ・ご意見はございませんか。

【田岡委員】

- ・事務局案はないのでしょうか。

【加藤会長】

- ・事務局案としまして、「①議事録については、全文筆記とする。ただし、個人情報が含まれるような協議の場合は、要点筆記とする。」「②議事録の確認については、出席委員全員の確認とする。」「③議事録の確定方法は、会長が署名して確定とする。」という方法はいかがでしょう。

【田岡委員】

- ・「②確認方法」については、全員で確認しなくても、誰か決めて確認する方法でもよいのではないのでしょうか。

【加藤会長】

- ・田岡委員より、委員の中から代表者を決めて確認してはどうかとのご提案がありました。が、いかがでしょうか。

【樋口委員】

・公表を前提とするのであれば、発言者の意図したとおりの議事録となっているかどうかを確認した方がよいのではないのでしょうか。

【加藤会長】

・ただ今、樋口委員からは、全員で確認した方がよいのではないかとのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

【田岡委員】

・樋口委員の意見でよろしいのではないのでしょうか。

【加藤会長】

・ありがとうございます。では、議事録の確認については、委員全員に郵送し、修正等がある場合は事務局にご連絡をいただいて、修正した後に会長の私が署名して確定したいと思います。

【加藤会長】

・では、次に議事に入ります。「議題（１）厚田区の過疎地有償運送の必要性」について事務局より説明をお願いします。

【事務局：石澤】

・説明の前に１点、訂正がございます。資料３ページの１行目「平成23年度は」を「平成23年度以降は」に訂正をお願いいたします。

・資料２をご覧ください。「過疎地有償運送の必要性」については、国の通知により、当該地域の人口や公共交通機関の状況、既に行っている過疎地有償運送の利用状況を踏まえて判断することとなっており、その通知内容に沿って資料を構成しております。

・はじめに「１．石狩市厚田区の人口」は、昭和25年の6,722人をピークに減少が続き、昨年10月1日現在の人口は2,104人で、そのうち65歳以上の人口は823人、高齢化率は39.12%となっており、本市全体の27.99%に比べても高齢化率は高くなっています。

・次に「２．厚田区の公共交通機関の現状」ですが、国道231号を通過する路線バスが中心であり、その他は市が運行するスクールバス一般混乗とタクシー事業者１社という状況です。

・「３．NPO法人 あつたライフサポートの会の輸送実績」ですが、当法人の事業は、居宅から最寄りのバス停留所又は集会施設や高齢者福祉施設への送迎となっており、平成22年度は延べ903人、その後は延べで600人前後が利用し、これまで事故や苦情は発生していません。

・このような状況から、NPO法人あつたライフサポートの会の輸送サービスは、前年より利用人数としては減少傾向を示しているものの、地域の人口の２割を超える利用があり、公共交通機関の補完的な機能を果たす地域の貴重な足となっているほか、本事業のスタート時点である平成22年度と比べても、厚田区における高齢化は年々進行しており、また、厚田から札幌までのバスも減便となるなど、自動車運転が困難な高齢者等にとっては、当該

地域での過疎地有償運送は必要な状況にあると考えます。

【加藤会長】

・資料2の説明が終わりました。利用実績は、年々減少していますが、その要因等も含め、取り組み状況について、あつたライフサポートの会の佐藤理事長にもお話を伺いたいと思います。

【佐藤理事長】

・はじめに、NPO法人あつたライフサポートの会が行っている過疎地有償運送について日ごろよりご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

・資料4－1から順に説明してまいります。当会は、地域の人たちが互いに地域で支え合いながら、いつまでもこの地域で安心して住み続けられるシステムを構築することを目的としています。

・日常生活を支援し、地域住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的に活動しています。

・活動実績として、平成21年度は、地域の要望やサポーターの教育のために無償での試行運行を行い、それを経て平成22年度に申請を行っています。

・平成22年度は、前年度の無償運送に対する地域の心情などもあり、21年と22年はほぼ横ばいの約900名が利用していますが、平成23年度からは600名前後の利用者数となっており、今年度についてもおおよそ同数になるものと推定しています。また、今後についても、ほぼ同様の人数で推移するものと見込んでおります。

・次に下の段ですが、申請当時の会員数を記載しております。平成27年から平成29年までの大枠の数字が現在の会員数となっています。

・サポートをする会員は19名、当会を利用する利用会員は31名となっています。

・裏面のグラフは、年度別の活動実績をまとめています。①は利用者数、②はサポーターの出動数、③から⑤は送迎の内訳となっています。

・年によって、札幌の病院への通院のため、バス停までの送迎が多い年やいきいきリハビリに参加できなくなったことなどにより依頼が減った年があるなどのばらつきがあります。

・また、高齢者クラブへの送迎は、平成25年度からは新規に厚田の高齢者クラブへの送迎依頼を受けたことにより件数が増えたという状況にあります。

・次に資料4－2ですが、これは、受付からサポーターの決定、運送実施までの流れをまとめたものです。

・当会は会員制となっており、会員登録をした厚田区民だけが対象となっています。

・利用にあたっては、原則として利用の3日前までに会員用の携帯電話に予約の申し込みをしていただき、予約を受けたコーディネーター（事務局）は、対応可能なサポーターを探し、決定した後は、詳細な内容を記載した伝達メモをFAXにより伝えることとしています。あわせて、依頼者に対しても依頼内容の確認を行うことでサポートの準備が完了となります。

・次に運送実施当日ですが、安全管理者による安全運転の確認及び点呼の後、サポートの開始となります。

- ・サポート終了後は、代金を徴収し、乗務記録を作成してコーディネーターに完了の報告を行うことでサポート終了となります。
- ・受付から実施までの中でもっとも気を使っているのは、安全な送迎をするための工夫や努力といったところです。
- ・資料の裏面には、サポーターの乗務記録及び伝達メモを添付しています。
- ・資料４－３は、年度別、サポーター別のサポート実績です。現在サポーターは19名ですが、仕事の都合等によりサポート回数に偏りがあります。
- ・平成22年度からこれまで5年間、事故なく運送事業を行ってきました。事故を起こすと、私たちが地域のためと思って行ってきた活動を台無しにしてしまいますので、春と秋の年に2回、外部講師を招いて独自に安全運転講習会を実施しています。同時に、月に一度は定期的なミーティングを行い、運行時における課題や問題点、サービス内容、苦情などについての改善策や安全運転の意識の高揚を図っています。このような取り組みにより、現時点まで事故や苦情を受けることなく運送事業を行うことができています。
- ・今後においても、講習会や定例のミーティングを継続的に実施し、安全運行に努め、多くの方を安全に輸送できるよう、地域の足として日常生活を支援してまいりたいと思っております。

【加藤会長】

- ・事務局及び佐藤理事長からの説明が終わりましたので、「過疎地有償運送の必要性」について議論してまいりたいと思います。ただ今の説明についてご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

【加藤会長】

- ・では、1番目の「過疎地有償運送の必要性」については、当協議会としては「必要である」との判断でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【加藤会長】

- ・次に議題6の「(2) 特定非営利活動法人 あつたライフサポートの会の過疎地有償運送の更新登録申請」について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局：石澤】

- ・資料3に、過疎地有償運送の更新登録の際の法令基準と、NPO法人あつたライフサポートの会の更新登録の申請状況をまとめております。左側から順に、「法令の項目」、「基準」とその右側には、NPO法人あつたライフサポートの会の「申請内容」及び「前回との変更点」、「法令根拠」を記載しております。
- ・「項目1 運送の主体」ですが、申請団体は、平成21年9月16日に法人格を取得した特定

非営利活動法人（NPO）であることから、法令基準は満たしております。

・次に、「項目2 運送の区域」ですが、申請団体の運送の区域は、厚田区内の「居宅」から「最寄りのバス停留所又は集会施設や高齢者福祉施設」までとなっており、法令基準は満たしております。

・次に、「項目3 使用車両」ですが、申請団体は、個人から使用承諾を受けた19台の車両となっており、全て使用承諾書を締結しておりますので、法令基準を満たしております。

・次に、「項目4 旅客の範囲」ですが、申請団体は、当該NPO法人に会員登録された厚田区民31名を対象に輸送サービスを行うものであり、法令基準を満たしております。

・次に、「項目5 運転者要件」ですが、申請団体は、19名の運転予定者全員が、第1種運転免許を有し、2年以内の免許停止は受けておりません。また、既に国土交通大臣が認定する講習を受講しており、法令基準を満たしております。

・次に、「項目6 運行管理等」ですが、申請団体は、厚田地区・望来地区・聚富地区にそれぞれ事務所を有し、事務所には運行管理責任者を選任で配置しております。

・なお、それぞれの地区の運行管理責任者は、平成26年11月13日開催の安全運転管理者等講習を受講済です。運行管理責任者は、申請団体が定める安全運行確認表や乗務記録（伝達メモ）の様式を活用し、法令基準で定める業務を行うこととなっております。

・次のページの「運転者証」「車両表示事項等」「旅客の名簿」につきましては、それぞれ法令基準に合致したものを整備しております。

・次に、「項目7 整備管理」ですが、申請団体は、整備管理責任者を各地区に選任配置し、整備管理体制を整備することとしております。

・次に、「項目8 事故の対応等」ですが、申請団体は、事故対応責任者を選任し、仮に事故発生時には、申請書に添付してございます事故対応連絡体制マニュアルに定めるとおり行うこととしております。

・また、運転者の任意保険の加入状況ですが、19名の運転手全員が、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入しており、法令基準を満たしております。

・次に「9 苦情処理体制」ですが、苦情処理責任者を選任しており、苦情処理体制を整備することとしております。

・最後に「10 収受する対価」、いわゆる料金ですが、現行料金との変更はございません。

・法令基準では、「対価の範囲」は、①運送の対価と②運送の対価以外の対価の2つとなっておりますが、申請団体につきましては、①の運送の対価のみを徴収しており、距離に応じた料金設定としております。

・申請団体の料金表は、1キロ～17キロを1キロ単位に、燃料代と人件費の実費をベースに、厚田区のタクシー料金の1／2以内となるように設定しております。

【加藤会長】

・事務局の説明が終わりましたが、当協議会の協議事項としては、最後に説明のあった「収受する対価のみが対象項目で、それ以外の項目については、基本的には札幌運輸支局において、法令適合判断をすることになります。説明では「収受する対価」と関連する事項もあるので、すべての項目を説明したということです。それらを踏まえて、ただ今の説明についてご意見、ご質問、確認事項等はございますか。

【佐藤委員】

・一点確認をさせてください。現在、サポーターは19名いらっしゃいますが、その方達の健康診断などについては、毎年行っているのでしょうか。

【佐藤理事長】

・この運送事業として特別に健康診断を行ってはおりませんが、乗務記録の伝達メモでチェックをしていることと、乗務前に管理者が対面して顔色や体調不良等がないかどうか確認しています。

【佐藤委員】

・乗務の際のアルコールチェックや管理はしていますか。

【佐藤理事長】

・各地区にそれぞれ1台ずつ設置しております。

【佐藤委員】

・はい、わかりました。

【加藤会長】

・他にございませんか。

・無いようですので、「当協議会としては、この更新登録の申請団体が収受する対価については適正なものである。」との判断でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【加藤会長】

・ありがとうございます。それでは、「厚田区における過疎地有償運送は必要性であること」と「収受する対価は適正である」との2点について当協議会の結論としたいと思います。
・次に「その他」ということになりますが、事務局から何か説明はありますか。

【事務局：高野】

・今回の申請団体の過疎地有償運送に関して、当協議会として2点について同意をいただきましたので、法令で定める様式により、申請団体に対し、「協議が調ったことを証する書類」を交付いたします。

・なお、本日配布した資料のうち、申請書類の写しについては、個人情報が含まれているため回収させていただきます。

【加藤会長】

・ただ今、事務局から説明があったとおり、個人情報が含まれている資料については、大変恐縮ですが回収をさせていただきますので、よろしくお願いします。

・他に何かご意見、ご要望等はありませんか。

【田岡委員】

・事前に資料を配布しているので、申請書の写しについての説明は省いているのかもしれませんが、中身を見ると、サポート会員の中には、もう少しで免許になるような方もいるようですし、違反内容もスピード違反やシートベルトをしていなくて捕まった方もいるので、もう少し、徹底して指導すべきだと思います。

・たまたま事故が無かったので良かったが、年齢的にみても60歳以上になると事故率が上がり、65歳以上ではさらに上がるということが分かっているので、十分気をつけていただきたいということと、シートベルトについても、法律上は一般道では後部座席まで義務付けていないが、タクシーの場合は装着をお願いしているということもあります。

・過疎地では、特に大きな事故につながりやすいということもあるので、このようなことも含め、安全運転を徹底してほしいと思います。

【佐藤委員】

・これらは、乗務時間中に捕まったということでしょうか。

【厚田支所：高田】

・いずれも、乗務中ではなく、買物や仕事中といった私用のときです。

【佐藤委員】

・乗務中だったら、予約制なのになぜそんなに急ぐのか疑問に思い、また、そうだとしたら急がせるような勤務状況にしていたのではないかと危惧もあって質問しましたが、わかりました。

【厚田支所：高田】

・この方は、夏場は出嫁ぎに行っており、サポートの回数は非常に少ないという状況です。また、当会としましては、毎月1回、ミーティングを開催しており、違反した場合は、その時に報告しなければならないとしておりますので、いずれも報告は受けております。

・会の中でもルールを作っており、たとえばスピード違反であれば半年間はサポートさせないといった取り組みもしております。

【佐藤理事長】

・内規なのですが、30キロ未満の違反で6ヶ月間サポートを控えさせるといったことやシートベルトの未装着や携帯電話を操作して捕まった場合には3ヶ月間控えさせるといったことを内規で決めています。

・また、先ほど田岡委員からご指摘がありましたように、本来であれば若い人が高齢者をサポートするという形にしたいのですが、現実には日常の仕事のこともあり、なかなか若いサポーターが増えていかないことから、高齢のサポーターが多い状況となっています。

・その場合、先ほど佐藤委員から健康のことをご指摘いただきましたが、サポート時の健康状態ということも事故につながることでありますので、ご意見を参考にさせていただき、今後

健康状態の管理ということも検討していきたいと考えております。

【加藤会長】

- ・ぜひ取り組んでいただきたいと思います。
- ・そのほか、何かございませんか。
- ・特にご意見等はないようですので、これをもちまして平成26年度第1回石狩市過疎地有償運送運営協議を閉会いたします。皆さま、ありがとうございました。

議事録確定 平成27年3月25日

石狩市過疎地有償運送運営協議会

会長 加 藤 龍 幸 印